省令

○法務省令第十二号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十四日

法務大臣　岩城　光英

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第五項第三号中「、区長」の下に「又は総合区長」を加える。

第十八条中「登記所」の下に「（第十四号及び第十五号の帳簿にあっては、法務局又は地方法務局に限る。）」を加え、同条に次の二十一号を加える。

十四　筆界特定受付等記録簿

十五　筆界特定事務日記帳

十六　筆界特定関係簿

十七　筆界特定関係事務日記帳

十八　閉鎖土地図面つづり込み帳

十九　閉鎖地役権図面つづり込み帳

二十　閉鎖建物図面つづり込み帳

二十一　登記簿保存簿

二十二　登記関係帳簿保存簿

二十三　地図保存簿

二十四　建物所在図保存簿

二十五　登記識別情報通知書交付簿

二十六　登記事務日記帳

二十七　登記事項証明書等用紙管理簿

二十八　登録免許税関係書類つづり込み帳

二十九　再使用証明申出書類つづり込み帳

三十　不正登記防止申出書類つづり込み帳

三十一　土地価格通知書つづり込み帳

三十二　建物価格通知書つづり込み帳

三十三　諸表つづり込み帳

三十四　雑書つづり込み帳

第二十条の見出し中「つづり込み帳」を「つづり込み帳等」に改め、同条に次の一項を加える。

4　閉鎖土地図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の土地所在図及び地積測量図をつづり込むものとする。

第二十一条の見出し中「つづり込み帳」を「つづり込み帳等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　閉鎖地役権図面つづり込み帳には、第八十七条第一項の規定により閉鎖した第一項の地役権図面をつづり込むものとする。

第二十二条の見出し中「つづり込み帳」を「つづり込み帳等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　閉鎖建物図面つづり込み帳には、第八十五条第二項の規定により閉鎖した第一項の建物図面及び各階平面図をつづり込むものとする。

第二十七条の二の見出し中「つづり込み帳」を「つづり込み帳等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。

一　筆界特定受付等記録簿　筆界特定の申請の受付の年月日その他の必要な事項

二　筆界特定事務日記帳　筆界特定受付等記録簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項

三　筆界特定関係簿　対象土地の所在地を管轄する登記所における筆界特定申請書の提出の年月日その他の必要な事項

四　筆界特定関係事務日記帳　前号の登記所における筆界特定関係簿に記録しない筆界特定の事務に係る書類の発送及び受領に関する事項

第二十七条の三を第二十七条の五とし、第二十七条の二の次に次の二条を加える。

（登記簿保存簿等）

第二十七条の三　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める事項を記録するものとする。

一　登記簿保存簿　登記記録の保存状況

二　登記関係帳簿保存簿　登記簿を除く一切の登記関係帳簿の保存状況

三　地図保存簿又は建物所在図保存簿　地図等（閉鎖したものを含む。）の保存状況

四　登記識別情報通知書交付簿　登記識別情報を記載した書面を交付する方法により登記識別情報を通知した旨その他の必要な事項

五　登記事務日記帳　受付帳その他の帳簿に記録しない書類の発送及び受領に関する事項

六　登記事項証明書等用紙管理簿　登記事項証明書、地図等の写し、土地所在図等の写し及び登記識別情報を記載した書面の作成に使用する用紙の管理に関する事項

（登録免許税関係書類つづり込み帳等）

第二十七条の四　次の各号に掲げる帳簿には、当該各号に定める書類をつづり込むものとする。

一　登録免許税関係書類つづり込み帳　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十八条第一項及び第三十一条第一項の通知に関する書類、同条第二項及び第六項の請求に関する書類並びに同条第五項の申出に関する書類

二　再使用証明申出書類つづり込み帳　登録免許税法第三十一条第三項の申出に関する書類

三　不正登記防止申出書類つづり込み帳　登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理人を除く。）からのそれらの者に成りすました者が登記の申請をしている旨又はそのおそれがある旨の申出に関する書類

四　土地価格通知書つづり込み帳又は建物価格通知書つづり込み帳　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百二十二条の三の通知に関する書類

五　諸表つづり込み帳　登記事件及び登記以外の事件に関する各種の統計表

六　雑書つづり込み帳　第十八条第二号から第五号まで、第七号から第九号まで、第十一号から第十三号まで、第十八号から第二十号まで及び第二十八号から第三十三号までに掲げる帳簿につづり込まない書類

第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　次の各号に掲げる帳簿の保存期間は、当該各号に定めるとおりとする。

一　登記簿保存簿、登記関係帳簿保存簿、地図保存簿及び建物所在図保存簿　作成の日から三十年間

二　登記識別情報通知書交付簿、登記事務日記帳及び登記事項証明書等用紙管理簿　作成の年の翌年から一年間

三　登録免許税関係書類つづり込み帳及び再使用証明申出書類つづり込み帳　作成の年の翌年から五年間

四　不正登記防止申出書類つづり込み帳、土地価格通知書つづり込み帳、建物価格通知書つづり込み帳及び諸表つづり込み帳　作成の年の翌年から三年間

五　雑書つづり込み帳　作成の年の翌年から一年間